

# 知的財産戦略調査会

## ● 6月3日(木)知的財産戦略調査会 井上信治内閣府特命担当大臣に提言申入

デジタル化の進展や産業構造の変化を踏まえて各分野の提言をまとめました

- (1) 「国際標準の戦略的な形成・活用」
- (2) 信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）推進でのイニシアティブの発揮を含む「データ利活用推進」
- (3) 企業価値の向上と更なるイノベーションにつなげる「知的財産の投資・活用の促進」
- (4) 新型コロナの影響を踏まえた「コンテンツ戦略」
- (5) デジタルアーカイブや海賊版対策、国会DX「デジタル社会推進のための知財活用」
- (6) 学校建築でのプロポーザル方式やコンペ方式の採用など「公共調達における知的生産者の適切な選定」



# デジタル社会推進知財活用小委員会

- デジタル社会推進知財活用小委員会 事務局長として以下3点をまとめました

## 1. デジタルコンテンツの利活用について

- ・次世代デジタル著作権の確立までの工程表の作成
- ・権利情報データベースの整備
- ・簡素で一元的な権利処理を可能とする方策の検討
- ・新しい権利管理や利益分配モデルの社会実装の検討
- ・日本のコンテンツの海外展開支援
- ・国会図書館から利用者への絶版商業雑誌（現に流通している単行本への影響が大きいものは除く）及び絶版漫画の送信の実現
- ・デジタルアーカイブ社会実現に向けた政府実施計画の作成及び予算措置
- ・デジタルアーキビストの国家資格創設の検討

## 2. インターネット上の海賊版対策について

- ・発信者情報開示制度の継続的な改善
- ・日本において事業を行う海外のプロバイダに対する外国会社の登記の徹底
- ・外国の裁判所での法的手続を補助する仕組みづくり
- ・日本の捜査機関が効果的な国際連携により主体的に捜査を行うことができる環境の整備
- ・十分な予算措置による官民共同での集中的・効果的な取締り
- ・公的裏付けをもった海賊版対策組織の強化

## 3. 国会のDXについて

- ・立法目的の公衆送信を可能とする著作権法42条改正等の検討
- ・国会審議映像のSNS投稿等を可能とする同法40条改正等の検討



# 知的財産戦略調査会（デジタル社会推進知財活用小委員会抜粋）

## 5. デジタル社会推進のための知財活用について

### (1) デジタルコンテンツの利活用について

昨年の知的財産戦略調査会からの提言を受けて、政府内において、次世代デジタル著作権の検討が進められている。コンテンツをめぐるエコシステムをとりまく環境は、配信ルートや制作者の多様化、分野融合の拡大、新たなビジネスモデルや収益構造の登場、プラットフォームの影響力の増大等、大きく変化している。このような変化をチャンスとして最大限活かすべく、デジタルコンテンツの利活用においては、デジタル時代の特性に対応したコンテンツの利用円滑化（UGC 作品、過去作品等の利用円滑化を含む）、その基盤となる権利情報データベースの整備、簡素で一元的な権利処理を可能とする方策の検討（裁定制度の抜本的改革、集中管理団体による集中管理の促進、新たな権利制限規定や拡大集中許諾の導入の検討等）コンテンツ利用におけるリアルとデジタルのイコールフットリング、プラットフォームへの対応等が重要であるため、これらの点を踏まえ、本年秋までに、次世代デジタル著作権の確立に向けた工程表を作成し、世界をリードするデジタルライセンス市場の創出に向けた検討を着実に進めていくことを求める。

また、ブロックチェーンやフィンガープリント等による権利管理、投げ銭による利益分配等、デジタルコンテンツの利活用とクリエイターへの対価還元を促進する新しい仕組みの社会実装についての検討も必要である。

日本のコンテンツの海外展開においては、外国曲を利用する場合のシンクロ権の処理や、日本からの配信を海外在住者が視聴する場合の決済等の問題点も指摘されていることから、そのような点に対する支援策を充実させることも求められる。

令和3年通常国会において、国会図書館が絶版等資料のデータを直接利用者に対して送信することを可能とする改正著作権法が成立した。しかしながら、絶版となっている商業雑誌及び漫画については、運用上、対象外となるおそれが高い。そこで、これらのうち現に流通している単行本への影響が大きい商業雑誌（文芸誌や漫画雑誌、2000年以降に刊行されたもの等）以外についても、各種権利者の理解を得つつ、著作権者や原出版社へ非金銭的インセンティブを付与し、かつ、オプトアウトを認めることを前提に、国会図書館から直接利用者に対して送信できる運用とすることを求める。

日本が真のコンテンツ大国となるためには、書籍や美術品等のデジタル化の加速等デジタルアーカイブ社会の実現に向けたより一層の取組みが不可欠であり、政府実施計画を作成し、予算措置を行う必要がある。また、その担い手を確保するため、デジタルアーキビストの国家資格創設を検討するとともに、教育カリキュラムや教材の整備を行うことが重要である。

以下に具体的に推進すべき事項を列挙する。

- ・次世代デジタル著作権の確立までの工程表の作成
- ・権利情報データベースの整備
- ・簡素で一元的な権利処理を可能とする方策の検討
- ・新しい権利管理や利益分配モデルの社会実装の検討
- ・日本のコンテンツの海外展開支援
- ・国会図書館から利用者への絶版商業雑誌（現に流通している単行本への影響が大きいものは除く）及び絶版漫画の送信の実現
- ・デジタルアーカイブ社会実現に向けた政府実施計画の作成及び予算措置
- ・デジタルアーキビストの国家資格創設の検討

### (2) インターネット上の海賊版対策について

令和2年通常国会において、「リーチサイト規制」及び「侵害コンテンツのダウンロード違法化」のための著作権法改正が、知的財産戦略調査会の提案通り実現した。これによって、リーチサイトの自主的閉鎖、海賊版サイトへのアクセス数の初の減少等、インターネット上の海賊版対策が大きく前進した。

しかしながら、国内の海賊版サイトやダウンロード型の海賊版サイトは減少に転じたものの、海外のストリーミング型の海賊版サイトは増加している。特に、運営者がベトナムにいと推測されるストリーミング型の海賊版サイトが急拡大し、アクセス数上位10サイトのうち4サイトを占め、全体の被害を押し上げている。上位10サイトは全て海外サーバーを利用しているが、これらへの合計アクセス数は月間2億を超えるなど被害は未だ深刻であり、国際執行の強化が急務である。

国際執行の強化に関する民事上の手続としては、海賊版サイトの運営者を特定するための発信者情報開示制度が重要である。この点、昨年の知的財産戦略調査会からの提言も踏まえ、令和2年8月31日の省令改正で開示情報に電話番号が追加され、令和3年通常国会のプロバイダ責任制限法の改正では現行手続よりも簡易・迅速に発信者情報の開示を受けられる新たな裁判手続が創設された。これらの発信者情報開示制度の改正によって海賊版サイトの発信者の特定が進むことが期待されるが、状況の変化に応じた継続的な改善が必要である。

また、海賊版サイトが海外のプロバイダを利用している場合、当該プロバイダが「日本において事業を行う者」等の要件を満たせば、日本の裁判所においてプロバイダ責任制限法等により発信者情報の開示手続が利用できる可能性があるものの、日本において商業登記されていなければ、海外送達が必要となり手続に要する期間が長期化する、当該プロバイダが準拠法や管轄等を理由に日本での裁判手続に応じ

# 知的財産戦略調査会（デジタル社会推進知財活用小委員会抜粋）

ないといった問題が発生する。そのため、簡易・迅速な送達の実現及び不当な裁判拒否の防止の観点から、日本においてサービスを提供する海外のプロバイダに対して、外国会社の登記を徹底するよう強く働きかけていく必要がある。

さらに、日本の裁判所に管轄が認められない場合、当該プロバイダが所在する外国の法律に基づいて、その国の裁判所において開示手続を行うことが必要であるが、コンテンツの権利者が個別に対応するのは非常に困難である。そのため、外国での法的手続に関する知識の拡充に向けた取組み、外国での法的手続が日本のコンテンツ産業全体の利益に資する場合の資金的援助等、外国の裁判所での法的手続を補助する仕組みづくりも重要である。

他方、刑事上の手続としては、日本のコンテンツを保護することは知的財産立国である日本の国益を保護することであるという観点から、日本の捜査機関が主体となって捜査を行うことが重要である。そのためには、捜査機関における国際連携の強化、外交的な働き掛けの積極化、著作権制度を所管する部局間での協力体制の構築等、より一層の国際協調を進めていかなくてはならない。また、5G時代における海賊版サイト対策の実効性確保を目的として、官民共同による海賊版サイト運営者の摘発プロジェクトの推進、捜査機関以外の公的裏付けをもった海賊版対策組織の強化等、効果的な国際執行のために必要な取組みを進めていくべきである。

海外の海賊版サイトへの民事上の差止めや損害賠償は、執行できない場合が少なくなく、執行できたとしても運営者に莫大な経済的利益が残ることが多く、かつ、すぐに他のサーバーで新たな海賊版サイトを立ち上げることが可能であるため実効性が乏しいと言わざるを得ない。そのため、海賊版対策においては、民事上の手続ではなく刑事上の手続こそが重要であるとの声も大きい。海外の海賊版サイトの撲滅のためには運営者の厳重な処罰と犯罪収益・犯罪組成物件・犯罪供用物件の全ての没収が必要であること、及び、令和2年通常国会においてリーチサイト運営者への刑事罰を導入した趣旨を踏まえ、十分な予算措置を行い、官民共同による集中的・効果的な取締りを行うことを強く求める。

以下に具体的に推進すべき事項を列挙する。

- ・発信者情報開示制度の継続的な改善
- ・日本において事業を行う海外のプロバイダに対する外国会社の登記の徹底
- ・外国の裁判所での法的手続を補助する仕組みづくり
- ・日本の捜査機関が効果的な国際連携により主体的に捜査を行うことができる環境の整備
- ・十分な予算措置による官民共同での集中的・効果的な取締り
- ・公的裏付けをもった海賊版対策組織の強化

### (3) 国会DXについて

令和3年通常国会において、デジタル改革関連法案が成立し、本年9月にはデジタル庁が発足する等、行政DXが強力に推進されている。他方、国会の現場はまだデジタル化が遅れており、国会DXは喫緊の課題である。国会DXの総合的な検討は、政治制度改革実行本部において行われているが、国会DXを進める際に問題となる著作権法上の論点については、知的財産戦略調査会において検討を行った。

特に、国会図書館が立法活動の補佐として行っている国会議員への資料の複製物の提供がメール等のオンラインではできないこと、令和3年通常国会での著作権法の改正後も国会図書館がデジタル化した資料のうち絶版等資料以外のもの（現状約69万点）は、来館せずに議員会館等から閲覧することができないこと等は、デジタル時代における立法活動の効率化のためだけでなく、国会図書館職員の仕事の高度化、働き方改革等の観点からも改善が不可欠であるが、現行著作権法上は実現できない。

また、国会議員の国会審議の映像をSNS等に投稿することについては、デジタル時代における政治的表現の自由の確保、統治機構の透明性向上等の観点から重要であるが、現行著作権法上は、許諾を得ずにその配信を行うことはできない。

以上のように、国会DXを進める際は、著作権侵害、とりわけ公衆送信権侵害が問題となるが、極めて公益性が高い立法活動におけるDXが著作権を理由に実現できないということはあってはならない。著作権者の利益を不当に害することにならないよう配慮しつつ、国会DXを推し進めるための著作権法の改正が求められる。

以下に具体的に推進すべき事項を列挙する。

- ・立法目的の公衆送信を可能とする著作権法42条改正等の検討
- ・国会審議映像のSNS投稿等を可能とする同法40条改正等の検討